

避難時の新型コロナウイルス感染症対策

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

6月～10月にかけて雨や台風が多くなる季節を迎えます。自然災害から自らの命を守るためには、早めに避難しなければなりません。

しかし、今年は、新型コロナウイルス感染症対策が求められています。そこで、町民の皆さまには、以下の点に気を付け、早めの避難をお願いします。

■避難する前に

◇避難所情報の収集

避難所の『密』を避けるため、各避難所における人数を制限します。このため、1次避難所（各公民館など）だけでなく、必要に応じて2次避難所（農工高校やスポーツセンター）も早めに開設する場合があります。

テレビのデータ放送（dボタン）や『たぶせメール』、防災行政無線などによりお知らせしますので、確認をお願いします。

◇親戚や友人の家などへの避難の検討

避難とは、『難』を『避』けることです。避難所の『密』を避けるため、町の指定した避難所のみならず、集会所、親戚や友人の家などの安全が確認されたときは、そちらに避難しましょう。また、自宅に安全な場所があれば在宅避難も検討してください。そのため、日ごろからハザードマップや現地を見て安全な場所を確認しましょう。

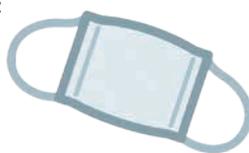
◇自身の健康状態の把握

避難する前に、検温するとともに、避難所受付時に健康状態をお聞きしますので、ご協力をお願いします。避難後も定期的に検温してください。

■避難所で注意すること

◇マスク着用、手洗いなど基本的な事項の徹底

避難所においてもマスクを着用するとともに、こまめに手洗いするなど、必ず実施してください。



◇避難所の衛生環境の確保

避難所の衛生環境を整えるため、定期的な清掃にご協力をお願いします。

◇十分な換気、スペースの確保

避難所の『密』を避けるため、定期的（1時間に10分）換気を実施し、密接した会話は避け、人と十分な距離（ソーシャルディスタンス）を確保してください。また、駐車場、車中泊を希望する人は、受付時に申し出てください。

■新型コロナウイルス感染症が疑われる症状などがあつたときは

◇発熱、咳などの症状が出た場合

発熱、咳などの症状が出た場合は、速

やかに避難所の町職員まで申し出てください。

◇新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

別の場所に移動していただきますので、ご協力をお願いします。

◇新型コロナウイルスに感染し軽症のため、自宅療養するよう指示された人が避難する場合

事前に、柳井保健所とご相談ください。

◇濃厚接触者として指定された人が避難する場合

柳井保健所から、濃厚接触者として指定された町民の皆さまについては、避難する前に総務課まで、ご連絡をお願いします。また、避難所においても受付時に濃厚接触者であることを、町職員に自己申告してください。

■避難する際に、携行するもの

マスク、消毒液、体温計、ウェットティッシュ、タオル、スリッパ、歯ブラシ、非常食、筆記用具